



養育費に関する公正証書等 作成促進補助金を新設しました！

◇概要◇

文書による養育費の取決めを促進し、継続した養育費の支払いを確保することでひとり親家庭の生活の安定を図るため、予算の範囲内において、養育費に関する公正証書等の作成にかかった費用を補助します。

◇対象者◇

令和3年4月1日以降に公正証書等を作成した福井市にお住まいのひとり親家庭の母または父で、次の要件をすべて満たす人

- 児童扶養手当受給者（または、同等の所得水準）
- 養育費の取決めに係る債務名義を有していること
- 養育費の取決めの対象となる児童（20歳未満の者）を現に扶養していること
- 養育費取決めに係る経費を負担したこと
- 養育費の取決めを交わした同一の公正証書等について、国、他の地方公共団体もしくはこれに準ずる団体からの補助金の交付を受けていない（受ける予定がない）こと

◇対象となる経費◇

養育費の取決めに要した経費のうち、本人が負担した次の費用

- 公証人手数料令に定められた公証人手数料
- 調停の申立てや裁判用の収入印紙代
- 戸籍謄本等、公的書類の作成に必要とされた添付書類取得費用
- 公的機関が求めた連絡用の郵便切手代

◇補助額◇

対象経費の全額（上限3万円） ※1人1回限り

◇申請期限◇

公正証書等を作成した日（令和3年4月1日以降に限る）の属する年度の末日まで



交付申請

- 申請期限までに、必要書類をそろえて申請書を提出

交付決定

- 申請書類を審査し、補助金交付（不交付）決定通知書を送付

請求書の提出

- 必要事項を記入し、請求書を提出

補助金支給

- 補助金を指定口座に振込



◇ 必要書類 ◇

《交付申請のとき》

1. 福井市養育費に関する公正証書等作成促進補助金交付申請書（様式第1号）
※様式は子ども福祉課に準備しています
2. 調査同意書（様式第2号）
3. 本人およびその扶養している児童の戸籍謄本または抄本
4. 申請者の世帯全員の住民票の写し
5. 児童扶養手当証書の写し（児童扶養手当受給者。有効期限内のものに限る）
6. 補助対象経費の領収書またはこれに準ずる書類
※領収書には、①宛先②領収年月日③領収金額④取引内容（但し書き）⑤領収者の住所及び氏名、領収印が必要です。
※ただし、郵便局及び官公署が発行する領収証書やレシートについては、②③のみで可能です。
7. 養育費の取決めを交わした文書
確定判決や強制執行認諾約款付公正証書、調停調書など、債務名義化した文書に限ります。
※公正証書の場合、「強制執行されても構いません」という旨の記載が必要
8. その他、市長が必要と認めるもの ※必要に応じてお願いすることがあります。

◇その他◇

福井市ひとり親家庭就業・自立支援センターでは、生活上の問題、養育費の相場や取決めに関すること、求職や転職など自立までの相談支援、資格取得のスキルアップなど、ひとり親家庭のさまざまな悩み相談や自立に向けた支援のほか、女性が抱えているさまざまな問題（結婚、離婚、配偶者暴力など）や悩みに関する相談を行っています。

内容	受付時間	お問い合わせ・予約
ひとり親家庭相談 （自立支援相談、 生活全般の悩み相談等）	月・火・木・金 8：30～17：00 水・土・日・祝日 休み	☎0776-20-5140
女性相談 （離婚、配偶者暴力等）	月・水・木・金 9：00～17：00 火・土・日・祝日 休み	



< 申込・お問い合わせ >

福井市ひとり親家庭就業・自立支援センター（福井市子ども福祉課内）
所在：福井市大手3丁目10番1号 福井市役所子ども福祉課内
TEL：0776-20-5140

